

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、
(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)
－ (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成18年10月20日のユーエフジェイ
セントラルリース株式会社の株価の終値は、5,840円であることから、
課徴金額は下記の金額となる。

(5,840円 × 500株)

－ 買付価額2,494,000円(注) = 426,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、42万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 5,180 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 4,860 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。